

重点立地促進事業の一例

これらに類する製品を生産する製造業が対象です。

01 新エネルギー、環境関連産業



- (1) 水素、太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギー
 - ・水素製造装置 ・水素燃料エンジン ・メタネーション装置
 - ・水素の利用に特化した製品類（タンク、ポンプ、タービンなど）
 - ・太陽光や洋上風力など再生可能エネルギーを活用して発電する装置
- (2) 蓄電池
 - ・リチウムイオン電池
 - ・大容量蓄電池 ・全固体電池
 - ・希少金属リサイクルに係る機器
- (3) 環境負荷を低減させ、資源循環による持続可能な社会の実現に資するものづくり
 - ・生分解性プラスチック
 - ・廃プラスチックリサイクルに係る機器

02 航空産業



- ・航空機（部材含む） ・航空機用エンジン
- ・ドローン ・次世代モビリティ（空飛ぶクルマ）

03 ロボット産業

- ・自律走行型清掃ロボット ・物流用搬送ロボット
- ・公道における自動配送ロボット ・産業用ロボット
- ・医療ロボット（手術支援、調剤支援等） ・介護ロボット



04 健康医療産業

- ・新型感染症向けワクチン、医薬品開発
- ・希少疾患、難病向け新薬開発
- ・バイオ3Dプリンター



05 半導体産業

- ・次世代半導体 ・半導体製造装置
- ・半導体溶剤

